

厚生労働省に対する請求資料一覧（案）

平成 25 年 4 月 1 日

厚生労働省に対して、待機児童が 50 人以上存在する東京都、神奈川県（横浜市を含む）及び埼玉県の各市区町村について、下記の①～③に掲げる資料を請求する。

- ① 下記の基準のいわゆる「上乘せ基準」（「児童福祉施設最低基準」からの上乗せ）の一覧表及び当該市区町村における待機児童数の一覧表
 - ・施設基準（ア．乳児室の面積、イ．ほふく室の面積）
 - ・職員基準（ア．児童数及び職員数の比率、イ．保育従事者の割合）
- ② 株式会社及びNPO法人（以下「株式会社等」という。）の認可保育所への参入状況（認可及び委託の有無）の一覧表及び当該市区町村における待機児童数の一覧表
- ③ 株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態（下記の事項を含む。）の一覧表（参入阻害の運用が認められる場合には、その理由を含む。）及び当該市区町村における待機児童数の一覧表
 - ・認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例
 - ・市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例
 - ・市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において応募資格として株式会社等を排除している例
 - ・「安心こども基金」に基づく補助金（例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等）が株式会社等に交付されていない例

（以上）